



2026年1月26日(水)

# 小栗キャップのNews Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野1-47-1 名古屋国際センタービル17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町6-11-1 協和第二ビル3・4階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: [info@str-tax.jp](mailto:info@str-tax.jp) <http://www.str-tax.jp>

## 被災時の税負担を避けたいとき 保険差益の圧縮記帳

### 事業における火災保険の重要性

最近、火災のニュースが多いですね。

自社の店舗や工場からの失火を防ぐことは勿論ですが、隣家などからの「もらい火」の恐れもあります。この場合、明治時代からある失火責任法という法律により、重大な過失がない限り、賠償責任を問えません。自社の火災保険で手当することになります。

補償対象は、建物や設備、在庫品の損害や、消火活動にかかった費用、休業損失をカバーしたものなど契約により様々です。

### <一般的な保険金の請求書類>

- ・保険金請求書や事故報告書など  
(加入している保険会社所定のもの)
- ・罹災証明書 (市町村が発行)
- ・工事見積書 (建設業者・修理業者)
- ・被害の写真、登記簿謄本、印鑑証明など

### 法人税の「保険差益の圧縮記帳」とは?

このような保険金が入金されたときに、法人税が課税されてしまうと、代わりの資産を取得する金額が目減りすることになり、事業の継続に関わります。そのため、法人税法では、保険金が滅失した固定資産の簿価を上回っている場合には、「保険差益の圧縮記帳」という制度が用意されています。

この制度は、保険差益 (保険金 - 経費 - 帳簿価額) を、滅失した資産の代わりに取得す

る資産の取得価額から減額 (圧縮) し、圧縮限度額までの金額を所得金額から控除するというものです (一時的な課税の繰延べ)。

### <適用要件>

- ・固定資産の滅失等により保険金等の支払を受けていること
- ・保険金等により代替資産 (滅失資産と同一種類の固定資産) を取得すること
- ・圧縮記帳の経理処理を行っていること (損金経理又は積立金経理)

### <具体例>

国税庁HPには次のような具体例が挙げられています。

- ・滅失資産の直前簿価 1,000万円 (A)
- ・滅失により支出した経費 50万円 (B)
- ・保険金等の額 2,000万円 (C)
- ・取得した代替資産の取得価額  
3,000万円 (D)

この場合、保険差益の額は、差引保険金 (C - B) から滅失資産の簿価 (A) を差し引いた 950万円となります。この例では、差引保険金 (C - B) が代替資産の取得価額 (D) にすべて充てられているため、保険差益の額がそのまま圧縮限度額となります。



圧縮記帳は  
「課税の繰延べ」の  
制度です。